

スチュワードシップ責任を果たすための方針

1. 当社は、創業以来、相互会社形態を堅持する日本で唯一の生命保険会社として、「ご契約者の利益擁護」という経営理念のもと、「配当還元のさらなる充実を通じて、お客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ること」を使命と考え、生命保険の負債特性を踏まえた ALM 運用を柱としつつ、強固な自己資本を裏付けとしたリスク・テイクにより、高水準の運用収益を確保する資産運用の実践に努めております。また、生命保険業の公共性を踏まえ、資産運用を通じ社会的責任を果たしていくことにも努めております。この方針のもと、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことによって、ご契約者からお預かりした大切な資金の中長期的な投資リターンの拡大を図りつつ、持続可能な社会の実現への貢献を目指すことは、機関投資家としての重要な責任であると考えています。
2. 当社は、そのスチュワードシップ責任を果たすために、
 - （1）管理すべき利益相反について、明確な方針を定めこれを公表します。
 - （2）投資先企業の状況を的確に把握するよう努めます。
 - （3）投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めます。
 - （4）議決権行使については、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう努めます。
 - （5）議決権行使結果も含め、スチュワードシップ責任への取組み内容をお客さまに定期的に報告します。
 - （6）機関投資家としての実力の更なる向上に努めます。
3. 当社は、一般勘定と特別勘定における、それぞれの運用資金の特性を踏まえ、適切にスチュワードシップ責任を果たします。
4. また、国内社債の投資先企業についても、信用リスクを正しく評価し、元利金償還の確実性を高めるため、必要に応じ建設的な「目的を持った対話」を実施します。

以上